

補助金交付額確定者各位

一般社団法人埼玉県歯科医師会
会長 大島 修一

令和 2 年度埼玉県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額報告書の提出について

令和 3 年 7 月 15 日付埼玉県保健医療部感染症対策課長からの標記連絡について、埼玉県ホームページから報告書等をダウンロードして記載することになっていますが、念のため必要書類を送付します。

本報告書を提出しなければならない理由は以下の通りです。

消費税は、生産、流通、販売などの各段階において、他の事業者や消費者に財貨、サービスの販売、提供などを行う事業者を納税義務者とし、その売上に対して課税され、最終的には消費者に転嫁される税金です。制度上、各取引段階で重ねて消費税が課されないように、事業者が納付する消費税額は、課税売上げ等に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除した金額となります（仕入税額控除制度）。補助金の充当を受けた経費の消費税については、控除対象仕入税額として控除できる一方で、補助金収入は非課税売上げとして計上されます。すると、補助事業に係る課税仕入れに対して支払った消費税額分だけ、事業者の利益となり、補助金に組み込まれた消費税額が消費税負担の目的で使われないことになってしまいます。そこで、その部分を返還する必要があります。

- 消費税の免税事業者ならびに簡易課税事業者の先生は仕入税額控除額を「0円」として報告して下さい。
- 提出書類 3 点のうち「上記計算書の根拠となる資料(例 消費税申告書の写し等)」については
1, 免税事業者は不要
2, 簡易課税事業者は消費税申告書の第 3- (3)号様式（申告書の表紙部分）のコピーを提出して下さい。
- 原則課税事業者の先生（会員の 10% 程度）は税理士に相談して下さい。
- 提出期限は令和 4 年 6 月 30 日までとなっています。